

石 鎚 山

となっている。

積雪は十一月中旬から五月上旬まで続く。雪の深さについては残念ながら記録がない。

風は南南西・南西など南寄りが多く、年中毎秒七メートル前後の風が吹いている。昭和二十年（一九四五）九月、南東三七メートルの瞬間最大風速を記録している。

霧は地面や海面に接した気象中で、水蒸気が凝結し、無数の微小な水滴となって、大気中に浮遊する現象だが、石鎚山はほぼ一年中霧に包まれている。冬期は霧が樹木に着氷して、樹氷の花を咲かせる。

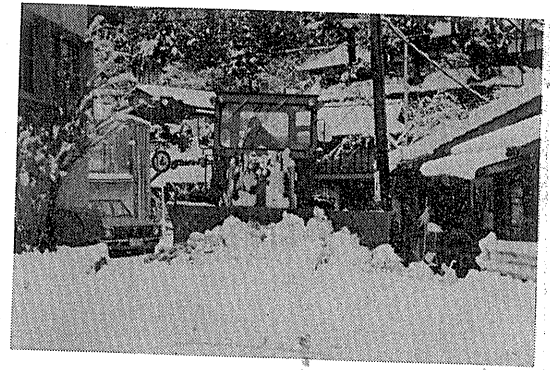
曇天日数は年約二〇五日、晴天日数は約三一日、圧倒的に曇りの日が多いが、反面、周囲がくつきり浮かび上がるように見える「異常透明日」が、約一四〇日もある。これはお山の天気の変わりやすさを示す一つの現れである。年間を通じてみると、石鎚山の四季は、一年のうち七、八か月が冬、残りの四、五か月間で、春夏秋を分けあっている。

## 六 災 害 史

災害の主たるものは、台風に伴う風と雨の被害である。大風は人家・農作物に、大雨は洪水となり道路・橋梁を破壊し、時たまの異常寒波・大雪は農作物・人家に被害を与える。

これらの災害も、明治以前、又は明治の二十年ごろまでは、それを知る手

第1編 自然



除雪作業

がかりはない。ただ、「久万山手鑑」により、簡単にその事例をあげてみる。

- 元和元年（一六二〇）八月大雨 河川流れを変える（久万山地方）
- 寛文九年（一六六九）六月洪水、八月大雨 田畑流失、死人数多（久万山地方）
- 同 十二月大雪 人家多数被害（久万山地方）
- 貞享四年（一六八七）六月三日より八月上旬まで雨なく旱魃（久万山地方）
- 元禄四年（一六九一）八月大雨 農作物取れず生活困窮、木の被害も多く、生活の道なくなる者多し（久万山地方）
- 元禄九年（一六九六）十一月八日より、十二月三日まで大雪、三尺から七尺ぐらい（久万山地方）
- 文政四年（一八二一）五〇年来の大雪、麦作その他皆不作（久万山地方）
- 嘉永七年（一八五四）十一月四・五・六日の三日間大地震（久万山地方）
- 安政四年（一八五七）八月大地震（久万山地方）

（以上「久万山手鑑」）

次に「愛媛県誌稿」により、明治、大正時代の災害を抜粋すれば、

- 明治六年（一八七三）八月暴風雨、同十月風水害
- 明治七年（一八七四）七月以降風水害頻発
- 明治十三年（一八八〇）九月風水害
- 明治十七年（一八八四）九月風水害

- 明治十九年（一八八六）八月洪水 大暴風・洪水・人家畑作被害（面河）
- 明治二十六年（一八九三）十月風水害
- 明治三十二年（一八九九）八月洪水
- 明治三十八年（一九〇五）七月風水害
- 明治四十一年（一九〇八）八月非常風水害
- 明治四十三年（一九一〇）九月非常風水害
- 大正元年（一九一二）八月非常風水害
- 大正二年（一九一三）七月非常風水害
- 大正四年（一九一五）九月非常風水害

（以上「愛媛県誌稿」）

昭和以降、主な災害では次のようなものがある。

- 昭和九年（一九三四）九月室戸台風 関西地方大暴風雨、死者行方不明三、〇三六人（全国）
- 昭和十八年（一九四三）九月 西日本に台風、死者・行方不明七六八人（西日本）
- 昭和二十年（一九四五）九月枕崎台風 県下一円の風水害。橋梁・畑作に被害多し（面河）
- 昭和二十五年（一九五〇）九月シモン台風 死者行方不明五三九人（全国）
- 昭和三十四年（一九五九）九月伊勢湾台風 明治以来最大の被害、被害家屋約四六万戸・死者行方不明五、一二五人（全国）
- 昭和三十六年（一九六三）九月第二室戸台風 東日本に被害、死者行方不明一八九人（東日本）
- 昭和四十七年（一九七二）七月台風九号 降水量、石鎚山成就三九七ミリ・久万二三二ミリ・石鎚山系で七〇〇ミリに達する所もあり。

第1編 自然

石鎚スカイラインの地すべり、地盤低下のため、若山地区七七世帯一五六人に対して、本村初めての避難命令を面河村長中川鬼子太郎発令す。

○昭和四十八年（一九七三）十二月大雪 積雪約二メートル、乗合バス五十余日不通（面河）

○昭和五十年（一九七五）八月台風第五・六号 降水量石鎚山成就五六四ミリ、久万一八四ミリ、面河川は明治以来の大洪水

農地関係一〇か所 一五〇三万円

道路破壊四五か所 復旧費一億九六〇〇万円 } 面河村関係

石鎚スカイライン道路破壊八五か所 復旧費九億六九〇〇万円

石鎚スカイライン河川破壊四か所 復旧費四億九一七万円

石鎚スカイライン砂防二か所 復旧費三五五四万円

面河村内県道（除スカイライン）破壊 復旧費八九六七万円

県道河川破壊一九か所 復旧費一億六五万円

県道砂防一か所 復旧費六四五万円

以上台風第五・六号の被害総額は、次のとおり

面河村関係 二億一六〇三万円

愛媛県関係 一二億四二五三万円

合計 一四億五八五六万円

なお、石鎚スカイラインは、八月十七日から九月二十一日に至る、三六日間通行禁止となった。  
○昭和五十一年（一九七六）九月台風一七号 降水量、石鎚山成就八日十三日総雨量二一六〇ミリ、これは総雨量として最大、久万五七七ミリ

愛媛県関係

第2章 気象

以上で、石鎚・面河の大自然の影響を受けた数々の災害の概要を述べた。系統的な記録もなく、あちこちの資料を拾い集めたものではあるが、四国の屋根ともいわれるこの面河で、永年にわたる住民の自然との戦いが、なみなみならぬ悪戦苦闘であったことをある程度うかがい知ることができる。

一夜の暴風で、主食の玉蜀黍をなぎ倒される食糧飢饉。丸木橋を渡って通学する児童の水難事故。大正六年（一九一七）一月、雪の面河山で 柚職人が、同じく二月、雪の黒森街道で松山帰りの女性の遭難など、この大自然の脅威を

被災二〇〇世帯、死者行方不明一人 災害総額五五〇億円 愛媛県

九月二十二日村内大成で地崩れ、一八世帯が孤立、生活道ふさぐ、物資はワイヤー運搬

道路破壊二二か所 復旧費三億九七二〇万円

面河村関係

農地関係破壊一か所 復旧費七四九万円

石鎚スカイライン破壊一七か所 復旧費九六一七万円

面河村内県道破壊五三か所 復旧費二億九四八六万円

愛媛県関係

県道河川破壊六か所 復旧費二三五五万円

県道砂防五か所 復旧費五九一九万円

以上台風一七号の被害総額は、次のとおり

面河村関係 四億一二一八万円

愛媛県関係 三億六七七七万円

合計 七億七九九五万円

○昭和五十一年（一九七六）十二月異状寒波 久万町で（一）六・七度Cを記録、国道三三号線凍結、面河村でも道路凍結、茶の被害

第1編 自然

受けながら、ある意味では、四苦八苦して、我々の祖先は、この郷土で生きてきた。

今の世の開発は時の流れであり、新時代の住民の生活を、物質的にも、精神的にも、豊かにする為の必須条件でもあろう。しかしながら、それに伴う自然破壊は、ときには、その見返りとして、自然の暴威をもろに受けているといえる。昭和四十七年（一九七二）以降の風水害は、ある意味で、あながちすべてが天災ともいえない。

大風も、大雨も、大雪も、人の力ではどうにもならず、要は開発と、自然環境保全の兼ね合いをじゅうぶん考えなければならない。

## 第2章 藩政時代

## 四 享保の大飢饉

享保十七年（一七三二）の稲作の大被害は、前代未聞のもので、その災害は関西全域に及んだという。数十日に及ぶ長雨、そして、その後の大旱魃及び蝗のたいへんな発生で、米の収穫皆無の地方もあり大飢饉となった。

西国の餓民二六六万余人、死者一万二〇〇〇余人といわれた。

享保の飢饉の被害を受けたのは、松山藩で、特に道後平野の災害がはなはだしく、伊予郡筒井村の百姓、作兵衛が麦種入りの袋を枕にして、飢死（享保十七年九月二十三日）したという、今の世までも、義農作兵衛として語り伝えられている。

ある「由来記」によると、

春より長雨、田方植付は、よく候へ共、六月以降、うんかと云う虫つき、一面に田方痛み、一粒も収穫これなきに付、家中人数扶持に仰せつけられ、飢人数多くして、死者多く、死者辻々、町々にこれあり、其の数はかり難く、町、郡方へは、粃米、麦少々、人別見分け上りくださる。

米、麦、大豆、小豆のねだん高値になり、米銀札一匁に、一合一勺までに相成り、………  
また、「味酒社日記」には、

## 第2編 歴史

郷方の者共、町方へ、おおいおい、おびただしく、袖乞いにまかり出で、今日などは多人數、袖乞いと申し、町家へ押しかけ候に付、町中しとみを打ち、奉行手付、町奉行手付、諸郡月番等召連れ、諸郡打まわり、目付、手代、同心など押えにまかり出で、それ故に十七日頃より、多人數打連れ、袖乞の儀相止む。右袖乞は、伊予郡の者、最も多き由、……………

松山藩は享保十八年正月から、家老久松庄右衛門などを、道前、道後の諸郡を巡回させ、被害調査をし、米や衣類などを支給した。また、年貢御免の処置をとり、塩・味噌・種籾を配り、さらに、米・麦・大豆などの値下げの処置を取った。

享保の飢饉がこの久万山に、どれほどの被害を与え、百姓がいかにほど難渋したかは、全く不明である。しかし、大きな災害が起これば、地理的に不便な山間部は、平坦部以上に、深刻な食糧不足に見舞われることも想像できる。享保の初め、久万山の人口は、二万人以上を数えたのが、この飢饉以来減少して、一万七〇〇〇人以下になったという乏しい資料が、ある程度この災害のすさまじさを物語っているといえる。

享保十八年松山藩主久松定喬は、飢饉の処置不調法の至りという罪で家老奥平藤右衛門を久万山に蟄居させた。この飢饉の経験から、救済施策の失敗を反省し、松山藩は災害に対する根本的な対策を進めたようである。特に、これから、約四〇年後、安永四年（一七七五）の非常御困糶制度が、その一つで、これが今日まで、約二〇〇年間連続と続いており、それが久万凶荒予備組合の起源ともなっている。

なお幕府は、飢饉の対策として、米の貯蔵を勧め、享保十九年青木昆陽に命じて甘藷を試作させ、その種子を全国に配った。

伊予国においては、その甘藷の試作より二〇年前、越智郡大三島下見吉十郎が甘藷を作っていたという。吉十郎は、六部行者として、全国を巡っていたが、正徳元年（一七一二）九州薩摩国で、甘藷の種子を得て、禁を犯してひそ

かに持ち帰り、付近の島々に作らせ、飢饉などの応急非常食にした。今も大三島では、「いも地蔵」として祭られ、吉十郎の余徳をしのんでいる。